

中央最低賃金審議会の 2024 年度最低賃金引き上げ目安額答申に抗議する
(事務局長談話)

7月25日、厚生労働省の第69回中央最低賃金審議会は2024年度の最低賃金について、ABCすべてのランクで同額の50円引き上げ、平均で1,054円とする目安を厚生労働大臣に答申した。引き上げ率は5.0%とされており、額・率共に過去最高とされている。

2024春闘での中小零細企業の賃上げ率が2.3%程度であったことから、「踏み込んだ答申」との評価もある。しかし、2023年度の消費者物価指数は対前年度比で2.8~3.9%上昇していること、最低賃金近傍の低賃金労働者の比率が近年大幅に増加(昨年の「影響率」は19.7%)していること、低賃金労働者の多くが「主たる生計維持者」になっていること等を考えると、今回答申は低賃金労働者の生活の向上に資するものと言うことはできない。むしろ、この国の低賃金構造、格差構造を温存する答申であると言わざるを得ない。

もちろん、中小零細企業の多くが、最賃引上げに対応した支払い能力を十分に持っていない事実は深刻である。しかしその背景の一つには、大企業による下請叩き=利益独占があることも忘れてはならない。こうした企業構造の矛盾を労働者が引き受けることの理不尽さに、抗議の声を上げていかなければならない。

また、すべてのランクが同額の50円引き上げとなったことは、絶対額での格差拡大を容認した昨年を目安額答申への批判を一定程度反映したものと受け止める。しかし私たちが目指すのは、都道府県間格差(220円)を縮小・解消、全国一律を実現することである。引き上げ額が同額となった以上、ランク制に積極的意味はなくなったが、引き続き、格差完全解消に向けて取り組みを進めていかなければならない。

2024年の最低賃金引き上げは、今後さらに、各地方審議会での議論を経て最終決定される。全労協は、引き続き「どこでもだれでも今すぐ1,500円」を掲げ、ナショナルセンターを超えたすべての労働組合と共に、各地方審議会での真摯な議論を求めて取り組みを進めていく。

2024年7月31日

全国労働組合連絡協議会